

「子ども手当」が平成22年4月からはじまりました

「子ども手当」は、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを社会全体で応援する制度です。

- 子どもを養育している方は、中学校卒業するまでの子ども1人につき、月額1万3千円(平成22年度)を受給できます。
- お支払いは、年3回(6月、10月、2月)で、前月分までの手当をお支払いします。平成22年6月は4月分と5月分の2か月分が支給され、10月以降は4か月分が支給されます。



「子ども手当」を受給するためには？

◆児童手当を受給している場合

本年3月まで児童手当を受給していた方は、新たな申請手続きは必要ありません。

※ただし、児童手当を受給していた方で、新たに子ども手当の対象となる子ども(原則として中学2年生と3年生)がいる場合には、「子ども手当額改定認定請求書」を福祉こども課へ提出する必要があります。

◆児童手当を受給していなかった場合

- ・子ども手当の支給の対象となる中学修了前までの子どもを養育されている方
- ・児童手当支払差止中の方

【申請手続き】

「子ども手当認定請求書」と必要な書類を添付して福祉こども課に申請してください。

【必要な書類】

- ①請求者が厚生年金加入者の場合のみ健康保険証のコピー
※子どもの保険証ではありません。
- ②請求者名義の金融機関・支店・口座番号が確認できるもの
- ③その他(必要に応じて提出してもらう書類があります。)

子ども手当の受給資格者は、子どもを監護し、かつ生計を同一にする父又は母等です。父母に養育されていない子どもについては、子どもを監護し、かつ生計を維持する方となります。

5月20日(木)までに 申請してください！

上里町の最初の支給日は、平成22年6月15日(火)です。6月に手当を受給するには、5月20日(木)までに申請する必要があります。(5月21日(金)以降に申請した場合は、10月のお支払いになります。)

また、平成22年4月分からの子ども手当を受給するためには、平成22年9月30日(木)までの申請が必要です。10月以降の申請は、申請の翌月分からの支給になります。

※子どもが生まれたときや他市区町村からの転入の場合は、原則として請求のあった月の翌月分から手当が支給されます。

※手続きが必要と思われる方には、4月中旬に「お知らせ・申請書」を郵送しましたが、子どもと別居している方等については、郵送していない場合がありますので、お問い合わせください。

※公務員の方は、勤務先での手続きとなりますので、勤務先にご確認ください。

子ども手当の趣旨に ご理解をお願いします

子ども手当は、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを応援するという趣旨のもとに支給するものです。子ども手当を受給された方には、子ども手当の趣旨に従って、子ども手当を用いなければならない責務が法律上定められています。

したがって、子どもの育ちに係る費用である学校給食費や保育料などを滞納しながら、子ども手当が子どもの健やかな育ちと関係のない用途に用いられることは、法の趣旨にそぐいません。子どもの将来を考え、有効に活用していただくことをお願いします。

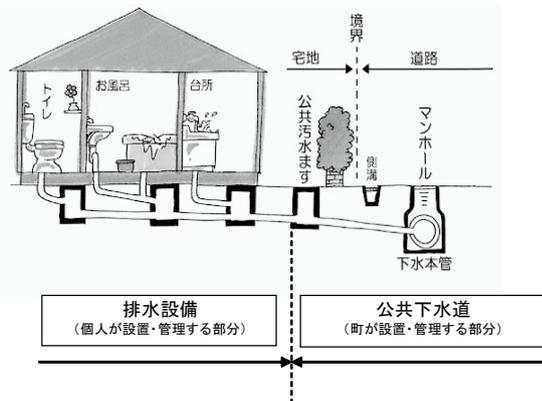
また、子ども手当の全部又は一部の支給を受けずに、これを上里町に寄附して、子ども・子育て支援の事業のために活かしてほしいという方には、簡便に寄附を行うことができる手続きもありますので、お問い合わせください。

◆問合せ…福祉こども課こども青少年係【☎ 35 - 1236 (直通)】

「上里町下水道指定工事店」を追加指定しました！

平成22年4月から公共下水道の供用開始された区域(大字七本木・大字神保原町・大字八町河原・大字忍保の各一部及び児玉工業団地)では、合併浄化槽等から公共下水道に切り替える宅地内工事(下水道接続工事)を行う必要があります。その場合は、町指定の「上里町下水道指定工事店」に依頼し、自己負担により施工しなければなりません。

なお、平成22年4月1日現在の「上里町下水道指定工事店」は、下記のとおりです。
また、供用開始区域の詳細については、下水道課までお問い合わせください。



排水設備工事完了検査状況

「上里町下水道指定工事店」一覧

(番号は申請順)

番号	名称	所在地	電話番号
1	天田設備工業	上里町大字金久保699番地28	34-0440
2	藤島商店	上里町大字金久保101番地1	33-1910
3	(株)高橋設備	本庄市緑二丁目1番地2	21-3563
4	(有)堀込設備	上里町大字神保原町331番地8	33-0959
5	(有)吉広	上里町大字七本木1701番地5	33-6842
6	やど住設(有)	上里町大字勅使河原1176番地	33-0353
7	桑原土建	上里町大字八町河原88番地1	33-5614
8	入建工業(株)	上里町大字五明768番地	33-0618
9	黛工業(株)	上里町大字三町965番地1	33-1641
10	(株)平成	上里町大字七本木1809番地	34-3333
11	木村工業(株)	上里町大字勅使河原26番地4	33-3333
12	長沼設備工業(株)	本庄市前原二丁目3番地18号	24-2434
13	須田工業	上里町大字長浜1087番地5	33-3220
14	戸矢設備	上里町大字堤333番地2	33-9239
15	(有)石井設備	上里町大字金久保217番地	33-2068
16	アイデン設備(株)	上里町大字七本木2584番地1	33-5630
17	田村工務店	上里町大字七本木3258番地	33-1685
18	(有)清水工業	本庄市中央二丁目7番地15	23-4550
19	加納設備(株)	本庄市見福二丁目20番地19	24-5655
20	竹村工業	本庄市万年寺二丁目7番地3	24-1383
21	田島工業(株)	上里町大字藤木戸1番地	33-1831
22	(有)井上設備	本庄市柏一丁目1番地5	23-1853
23	永田商事(株)	群馬県藤岡市鬼石522番地	0274-52-2051
24	(株)アイダ設計	さいたま市大宮区桜木町二丁目286番地	048-726-8613
25	(有)横堀設備	本庄市西五十子333番地13	21-3406

番号	名称	所在地	電話番号
26	福本商店	本庄市牧西569番地	22-3935
27	(有)ソーケー	群馬県伊勢崎市戸谷塚町92番地1	0270-31-2875
28	(有)棚澤住設	熊谷市佐谷田3100番地1	048-522-6660
29	(有)市川電気商会	美里町大字駒衣427番地1	76-0126
30	(株)伊藤住設	川越市大字上寺山515番地1	049-226-5071
31	マルキ工業(株)	本庄市栄一丁目6番地12	21-0349
32	(株)関口組	本庄市日の出二丁目1番地46	21-2010
33	久保設備工業所	深谷市榛沢611番地	048-585-1693
34	(株)坂井住設	美里町大字白石1452番地16	76-4833
35	大久原設備	本庄市児玉町共栄314番地	72-2843
36	(有)山口電機工業所	本庄市柏一丁目1番2号	24-3511
37	(株)オカ住設	本庄市牧西49番地2	22-4002
38	(株)SAKURAI	上里町大字七本木2996番地1	35-3955
39	(有)新井設備工業	神川町大字二ノ宮660番地1	77-3452
40	大塚設備	本庄市児玉町八幡山624番地3	72-8580
41	(有)大信建設	本庄市下野堂一丁目18番地8号	24-8801
42	児玉設備工業	神川町大字八日市811番地1	77-4811
43	(有)堀野住宅設備	本庄市日の出三丁目1番12号	24-5300
44	(有)十字屋プロパン	上里町大字三町736番地22	33-0629
45	温井住設(株)	本庄市若泉一丁目11番地30	23-3377
46	セイフル(株)	深谷市上野台2423番地6	048-572-2442
47	(有)裕真	上里町大字金久保191番地4	33-3976
48	間宮設備	本庄市児玉町保木野372番地1	72-8318

※26～48番が平成22年4月1日より追加指定された工事店です。

◆問合せ…下水道課【☎35-1228(直通)】

健康ですやかな生活を支える大切な制度

『国民健康保険』

国民健康保険に

加入している方は

「所得の申告」が

必要です

国民健康保険税は、加入者全員の所得や資産の状況に応じて計算されています。世帯主（納税義務者）を含む加入者全員の合計所得が、法令に定められた額よりも低い場合には、均等割と平等割が軽減される軽減制度があります。

軽減制度に該当するかどうかは、加入者全員の所得を正確に把握し判定する必要がありますので、16歳以上のすべての国保加入者は、確定申告又は町県民税申告をお願いします。（扶養になつている方も必要です。）※収入がなく、これまで軽減制度に該当されていた方でも、世帯の中に申告をされていない人がいると、対象になりませんのでご注意ください。

軽減制度の割合が

変わります

軽減制度とは、世帯の前年中の合計所得が一定の範囲以内であれば均等割と平等割が減額されます。平成22年度税制改正により、その割合が変更になります。

判定基準	改正前	改正後
世帯の判定所得が33万円以下	6割軽減	7割軽減
世帯の判定所得が33万円 + (世帯主を除く被保険者数×24.5万円)以下	4割軽減	5割軽減
世帯の判定所得が33万円 + (世帯主を除く被保険者数×35万円)以下		2割軽減

限度額が変わります

平成22年度税制改正により、医療分・後期分の限度額が変更になります。

改正前	改正後
医療分 47万円	医療分 50万円
後期分 12万円	後期分 13万円
介護分 10万円	介護分 10万円
69万円	74万円

新たな減免制度が創設されます

「倒産・解雇などによる離職」や「雇止めなどによる離職」など非自発的失業をされた方は、申請により国民健康保険税が軽減されます。

【対象者】

①雇用保険の特定受給資格者（倒産・解雇などによる離職）や、②雇用保険の特定理由離職者（雇止めなどによる離職）として失業等給付を受ける方です。

【軽減額】

国民健康保険税は、前年の所得などにより算定されます。軽減は、前年の給与所得をその100分の30とみ

なして行います。

【軽減期間】

離職の翌日から翌年度末までの期間です。

※雇用保険の失業等給付を受ける期間とは異なります。

※国民健康保険に加入中は、途中で就職しても引き続き対象となりますが、会社の健康保険に加入するなど国民健康保険を脱退すると終了します。

【その他】

制度が始まる前1年以内（平成21年3月31日以降）に離職された方は、平成22年度に限り国民健康保険税が軽減されます。

納税窓口

夜間開庁・休日開庁のお知らせ

◆5月の開庁日

[夜間(午後8時まで)]

5月25日(火)

[休日(午前8時30分～正午)]

5月9日(日)

※夜間は庁舎西入口(夜間入口)よりお入りください。

◆窓口・問合せ

税務課収税係【☎35-1220(直通)】

○税の納付は便利、確実な

『口座振替』のご利用を!

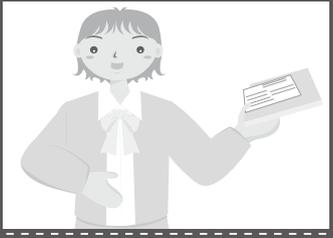
○税は納期限内に納めましょう!



※ただし、平成21年度の保険税は対象となりませんので、ご了承ください。

問合せ：税務課住民税係
【☎35-1220(直)】

税務通信



5月は 自動車税の納期です

埼玉県の自動車税は金融機関・郵便局のほか、コンビニエンスストアでも納められます。5月31日(月)の納期までに忘れずに納めましょう。

※自動車税全般に関すること、住所変更・納付書の紛失などの連絡、納税状況の確認などについては、自動車コールセンター【050-3786-1222】にご連絡ください。
なお、自動車税収入額の一部は、「彩の国みどりの基金」に積み立て、県内のみどりの保全や創出などに活用させていただきます。
問合せ：彩の国みどり基金（県みどり再生課）【048-830-3190】

障害者等が所有する軽自動車等にかかる「軽自動車税」の減免について

【対象】

- ① 障害者等又は障害者等と生計を共にする者（障害者等のみで構成される世帯の場合は、障害者等を常時介護する者を含む）が所有する軽自動車等にかかる軽自動車税（1人の障害者等について1台の減免）
- ② その構造が専ら障害者等の利用に供するためのものである軽自動車等にかかる軽自動車税

【申請期間】

5月24日(月)まで

【持参するもの】

- ① 身体障害者手帳・戦傷病者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれか
- ② 納税通知書
- ③ 運転免許証
- ④ 印鑑
- ⑤ 自動車検査証
- ⑥ 常時介護証明書等（該当者のみ）

問合せ：税務課資産税係【035-1220(直)】

平成22年度(平成21年分)課税証明書・所得証明書の交付時期は6月中旬を予定しています

課税証明書や所得証明書を交付できる方は、次の①～③の方です。

- ① 確定申告や住民税申告をした方
- ② 会社から給与支払報告書が町へ報告されている方
- ③ 年金の報告が町へ報告されている方

問合せ：税務課住民税係【035-1220(直)】

税務職員募集

受験資格：平成元年4月2日から平成5年4月1日生まれの方
試験程度：高等学校卒業程度
申込受付：6月22日(火)～29日(土・日除く)
申込書請求・問合せ：本庄税務署総務課【022-2111】・関東信越国税局人事第二課【048-6003111】

国民年金コーナー

No.310

もしものときの障害基礎年金・遺族基礎年金

国民年金は、老後だけでなく、病気やけがによって障害が残ったときや妻・子を残して亡くなったときも、障害基礎年金・遺族基礎年金があなたやあなたの家族を守ります。しかし、保険料を納めていないと、こうした年金が受けられません。万が一のときのためにも、保険料は納め忘れのないようにしましょう。

障害基礎年金の対象者

○ 国民年金加入中、又は20歳前の病気やけがで障害が残ったとき

○ 初診日の前々月までの加入期間のうち、3分の2以上の保険料を納めているとき、あるいは初診日の前々月までの1年間に保険料の滞納がないとき
○ 障害認定日に国民年金法で定める1級、2級の障害の状態にあるとき

※ 障害基礎年金と身体障害者手帳では、制度の仕組みが異なるため、障害の認定基準が違います。身体障害者手帳が1級や2級であっても障害基礎年金が受けられるとは限りません。

遺族基礎年金の対象者

○ 国民年金加入中の人、又は老齢基礎年金の受給資格期間を満たしている人が亡くなったとき

○ 死亡日の前々月までの加入期間のうち、3分の2以上の保険料を納めているとき、あるいは初診日の前々月までの1年間に保険料の滞納がないとき

○ 受けられる遺族は、亡くなった人に生計を維持されていた子、又は子のあたる妻

問合せ：日本年金機構・年金ダイヤル【0570-051165】（IP電話・PHSからは【03-6700-1165】）